

豊川市監査公表第17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年6月26日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	鈴木	篤男
同	堀内	重佳

## 別紙

### 定期監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

教育委員会生涯学習課

#### 2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成31年2月12日

#### 3 監査の実施期間

平成30年12月7日～平成31年2月12日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

## (1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

## (2) 指摘事項

### ア 検討事項

(ア) プリオ生涯学習会館事務所において、豊川市開発ビル株式会社に私人委託している生涯学習会館使用料等の収納金について、その収納金を分任出納員である生涯学習課職員が受領し市指定金融機関に振込みをしているが、安全な公金取扱い及び事務の効率化の観点から、豊川市開発ビル株式会社に直接市指定金融機関等へ振込みをさせるなど、見直しを検討されたい。

(イ) 現在、単年度で契約している業務委託に関して、経費節減や事務の効率化の観点から、長期継続契約への変更の可能性について検討されたい。

(ウ) 別々に発注している御油のマツ並木保護増殖作業委託とマツ並木植樹作業委託において、経費節減や事務の効率化の観点から、一括発注による契約の可能性について、検討されたい。

(エ) 現在、(一社)とよかわオープンカレッジに対して交付しているとよかわオープンカレッジ活動費補助金に関して、当該交付団体の特性を勘案した契約及び支払方法について検討されたい。

### イ 改善事項

(ア) 豊川市小中学校PTA連絡協議会、豊川市子ども会連絡協議会及び豊川市子どもセンター協議会に關与している市職員等(教員を含む)の職務専念義務の免除の取扱いについて、市教育委員会として法的な判断に基づき適正な事務に改善されたい。